

社会福祉法人弘前草右会

役員等の報酬・費用弁償等支給基準

(趣 旨)

第 1 条 この基準は、社会福祉法人弘前草右会定款第 10 条（2）（3）及び第 21 条の規定に基づき、常務理事の報酬及び退職慰労金並びに理事及び監事に対する費用弁償の支給と、あわせて評議員及び福祉サービス苦情・要望等解決第三者委員並びに評議員選任・解任委員に対する費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めるものである。

(常務理事の報酬)

第 2 条 常務理事の報酬は、年額 2,304,000 円とする。毎月 21 日に 192,000 円を支給する。ただし、支給日が、休日に当たるときは、その前日に支給する。

(費用弁償)

第 3 条 理事（常務理事を除く。）及び監事がその職務を行ったときは、職務遂行の都度 5,000 円の費用弁償を支給する。ただし、監事が、内部監査の職務を行ったときは、その都度 8,000 円の費用弁償を支給するものとする。

2 評議員及び福祉サービス苦情・要望等解決第三者委員並びに評議員選任・解任委員がその職務を行ったときは、その都度 2,200 円の費用弁償を支給する。

3 本会の監事である評議員選任・解任委員がその職務を行ったときは、その都度 5,000 円の費用弁償を支給する。

(退職慰労金)

第 4 条 常務理事が退職したときには、退職慰労金を支給する。

2 退職慰労金の額は、社会福祉施設職員等退職手当共済法第 8 条の規定の計算によるものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成19年6月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人弘前草右会役員報酬規程は、廃止する。

附 則（平成21年7月1日 議案第17号）

この基準は、平成21年7月2日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。（理事会経費の保育園からの充当の割合変更）

附 則

この基準は、平成23年6月1日から施行する。（常務理事の報酬年額の変更）

附 則

この基準の改正は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この規則の改正は、平成29年7月1日から施行する。（支給基準の全部改正）

附 則

この規程の改正は、令和3年8月1日から施行する。（監事である評議員選任・解任委員の費用弁償支給基準の改正）